



子どもの権利が保障される地域を 目指して**Part2** ～あなたも、わたしも、子どもアドボカシー

2025(令和7)年8月9日(土)

弁護士／社会福祉士 曾 我 智 史

(元宝塚市子どもの権利サポート委員会 委員)

自己紹介

- 少年事件の付添人(親に対する放火殺人や、仲間同士の集団暴行事案など)を担当
- 元兵庫県弁護士会子どもの権利委員会委員長(平成26年4月～平成29年3月)
- 日本弁護士連合会子どもの権利委員会委員
- 学校事故調査委員会(大阪、加古川、神戸、宝塚、岡山、山口、西脇、相生など。ほか私学も)の委員を務めてきた。現在、大阪市いじめ調査第三者委員会委員長。
- 尼崎市子どものための権利擁護委員会委員長
- 兵庫県の児童相談所(子ども家庭センター(中央、豊岡))のアドバイザー
- 神戸市長田区のと要保護児童対策地域協議会のSV
- NPO法人つなご(子どもシェルター)の理事長

子どもオンブズパーソン

- 子どもの意見表明を保障し、子どもの権利条約に基づいて行政や社会が、子どもの権利保障を実行しているかをチェックしていく機関である(1998年CRC勧告参照)。
- 機能としては、3つある。
 - ⇒ 個別救済における調査・調整機能、提言機能、広報・研修機能

どのような活動をするのか？

- ①子どもの声(気持ち・意見)を聴いて、子どもの悩みや困りごとを、子どもと一緒にときほぐして、考え方の整理をし、子どもが主体的に解決していくのをサポートする(個別救済)。
- ②公正な立場で、必要に応じて、学校や行政と話し合いをし、改善のための勧告や提言をすることができる(提言・勧告)。
- ③子どもの権利の理念を地域に浸透する(広報・啓発)。

どんな相談ができる？

○体罰、いじめなど深刻なことから、友だちや家族関係の悩み、もやもやなど。

※ 子どもが生活をしていくうえで、子どもの権利に関係する出来事はたくさんある。

○「これ、納得できない」「聴いてほしい」「ちゃんと教えてほしい」などなんでも相談OK。

⇒ 子ども自身の声を受け、関係者に対して、きちんとその子どもに説明をするように働きかけをすることもある。

他の相談機関との違い

- 独立した機関（首長とも、他の行政組織とも、民間団体とも、学校とも）
- 相談の秘密を守り、子ども自身が進む方向を自ら決めて、乗り越えていくことをチームでサポートする。
- 子どもが自分の持っている権利を自分で行使することを、サポートする。



子どもの権利条約について

ベースは、子どもの権利条約である。

子ども支援をする上で、支援者がよって立つ「**共通基盤**」として、
子どもの権利条約に対する理解が必要。

子どもの権利条約とは ※ユニセフホームページより

- 「子どもの権利条約」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。
- 18歳未満の児童(子ども)を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めている。
- 前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定している。
- 1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効した。日本は1994年に批准した。

子どもの権利条約 4つの原則

- 差別の禁止(差別のないこと)
- 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)
- 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)
- 子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)

差別の禁止

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況など
どんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される。

子どもの最善の利益

子どもに関することが決められ、行われる時は、
「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考える。

生命、生存及び発達に対する権利

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、
医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される。

子どもの意見の尊重

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、
おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する。

子どもたちには、どんな権利がある？

大きく分けると以下①～④に分類される（日本ユニセフ協会の分類）。

①生きる権利(Survival)

・・・住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること

②育つ権利(Development)

・・・勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

③守られる権利(Protection)

・・・紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること

④参加する権利(Participation)

・・・自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

子どもの権利条約に定められている「権利」の例

- 差別されない権利(2条)
 - 生きる権利・育つ権利(6条)
 - 親と引き離されない権利(9条)
 - 表現の自由(13条)
 - 適切な情報の入手(17条)
 - あらゆる暴力からの保護(19条)
 - 教育を受ける権利(28条)
 - 子どもの最善の利益(3条)
 - 名前・国籍をもつ権利(7条)
 - 意見を表す権利(12条)
 - プライバシー・名誉は守られる(16条)
 - 子どもの養育はまず親に責任(18条)
 - 家庭を奪われた子どもの保護(20条)
 - 休み、遊ぶ権利(31条)
- など。

子ども支援をする際のアプローチ ＝**子どもの意見表明権**を中心に

- 子どもに関わるあらゆる場面で、子どもの意見や声、気持ちが反映されるべきであり、その子どもの声が聴かれなければならない(子どもの権利条約12条)。
- もっとも、子どもは独力では声を上げることが難しいのが通常である。
そこで、子どもアドボケイトの実践が求められる。

⇒ 「子どもアドボケイト」とは

子ども一人ひとりの声が聴かれ、その子どもの意見表明を支援したり、代弁する活動
をしながら、子どもが権利行使の主体としてエンパワメントされる過程。

⇒ 子ども支援をする者は、みんな、「子どもアドボケイト」であるべきである！

「子どもの意見表明権」と「子どもの最善の利益」 の関係

「子どもの意見表明権」(子どもの意見の尊重)の行使なくして、
「子どもの最善の利益」は実現されない。



子どもの意見表明権とは？

「ぼくらだって、言いたいことがある」

1 赤ちゃんのうちはむりかもしれないけど、少し大きくなったら、自分に関係あるすべてのことについて、いろいろな意見、思い、考えを持つ。それはみんな、どんどんほかの人に伝えていいんだ。国は、大人たちが僕らの年や成長をしっかり考えて、きちんと受け止めるように、してほしい。

2 だから、ぼくらは、自分に関わりがあることを、住んでいる国の法律に合うやり方で、裁判所などで何かを決めるとき、言い分や意見を十分に表現して、聞いてもらえるんだ。自分で言ってもいいし、他の人に頼んで代わりに言ってもらってもいい。

※ 小口尚子・福岡鮎美「子どもによる子どものための『子どもの権利条約』」(小学館,1995)57頁以下。

子どもの意見表明権とは？

「呼びかけ、向き合ってもらう権利」

・子どもは、自分と関係のあるすべてのことについて、自分流のやり方で、自分の思いや願いを『意見』として自由に『表明する』権利があります。そして子どもにかかわる身近なおとなは、その意見にしていねいに応答する義務があるのです。

・『意見』とは、発表会での演説や会議でのすごい意見、みんなが感心するような考えなどのことだけではありません。あなたが、今感じている思いや願い、さらにはもやもやした気持ちなどすべてを含みます。

※ 木村千晶＝福田雅章著／CRC日本監修「子どもの力を伸ばす 子どもの権利条約ハンドブック」(自由国民社,2016)19頁

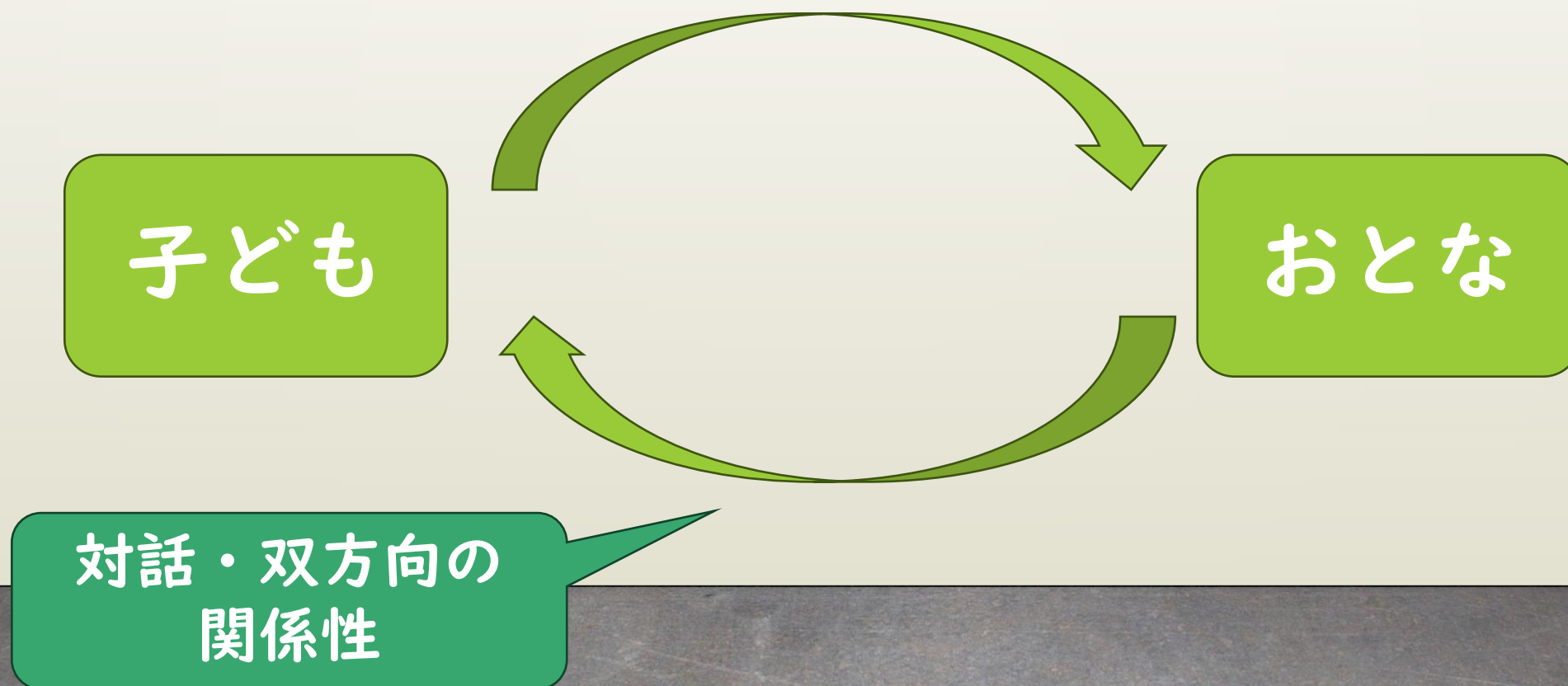
子どもの意見表明権とは？

子どもの意見表明権とは、

「子どもが、自分の気持ちや声、意見を聴かれる権利」のこと。

⇒ 0歳の子どもも、子どもの意見表明権を有している。

子どもの意見表明権とは？



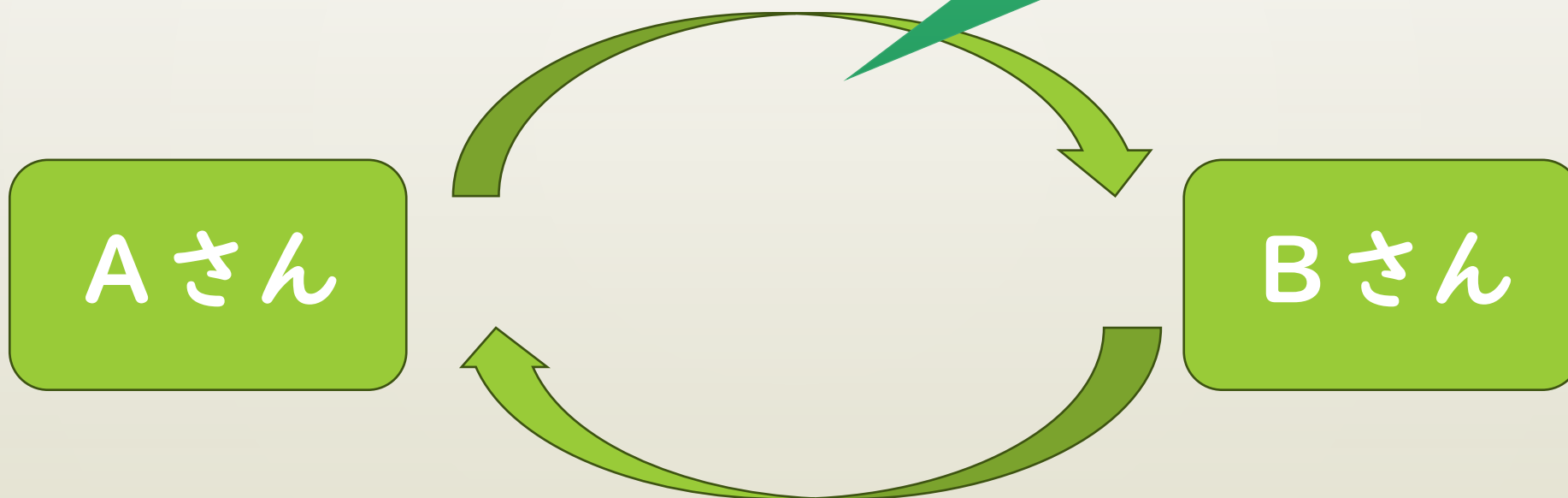
子どもの意見表明権の保障～どうやって実践する？

【あるケアリーバーの若者の言葉】

- ☐ 子どもに、考えるための材料(情報)を提供する。
- ☐ 子どもに、考える時間を提供する。
- ☐ 安心して会話のキャッチボールができる関係性を提供する。
- ☐ 子どもが、何かを発言したら、おとなは、これを否定せずに、まずは受け止める。
 - ⇒ 子どもがこの経験を積む。

「共感」とは？

Bさんが、Aさんに対して「共感」するとは？



共感は、すなわち、
対話である

Bさんは、Aさんの話をきき、感じ取ったことを
Aさんに伝え、その正確さを確認する

子どもの意見表明権と

広義の子どもの意見
表明権
＝意見表明システム

必要な環境

狭義の子どもの
意見表明権

気持ちの
表出

個人として尊重

子ども

共感

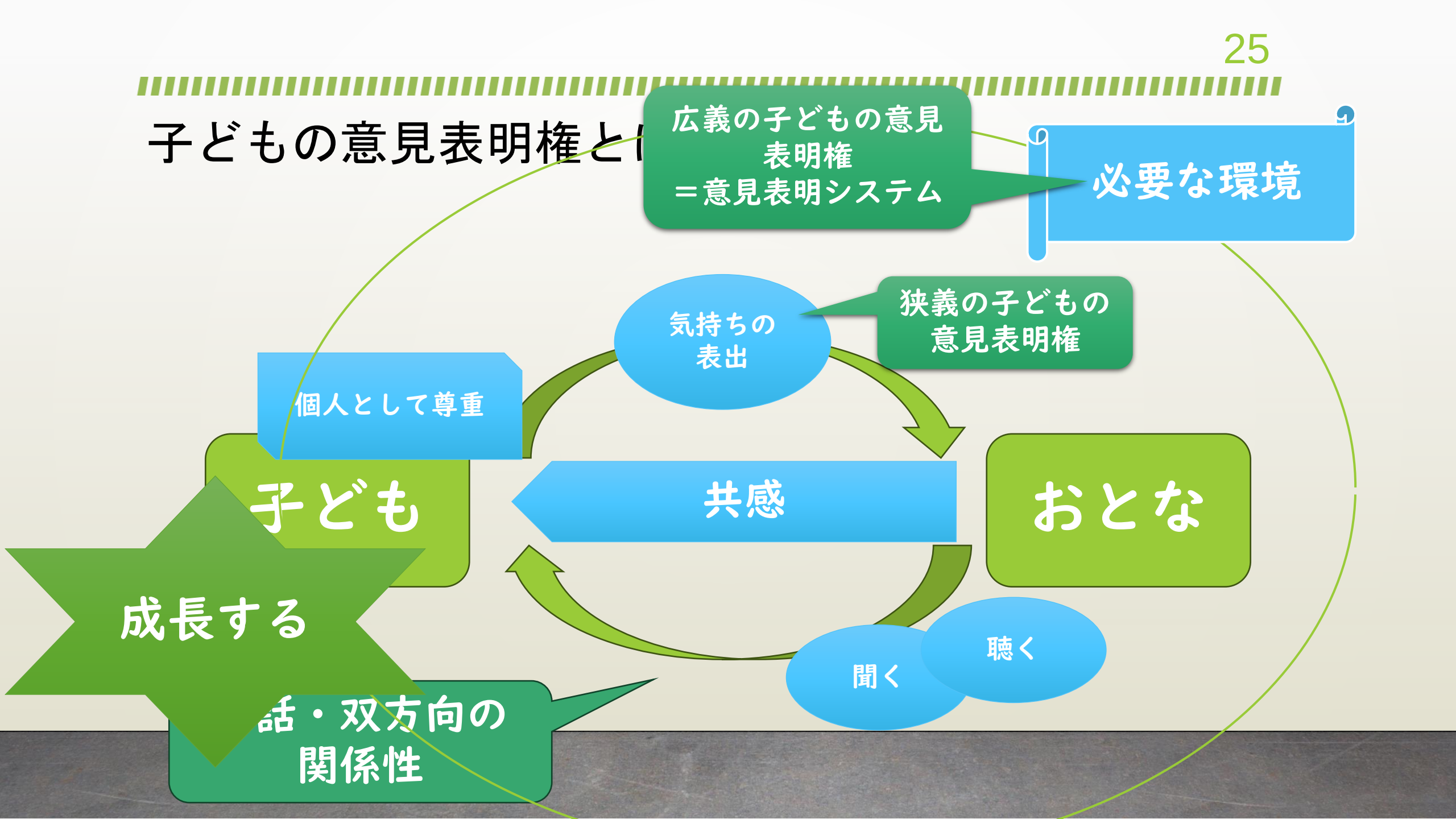
おとな

成長する

対話・双方向の
関係性

聞く

聴く



子どもの意見表明権の意味

「子どもが、自分の気持ちや声、意見を聴かれる権利」



子どもとおとなの双方向の対話的関係性の中で、行使される権利



その対話的関係は、傾聴、共感、子ども中心、大人の応答義務という要素が含まれた環境の保障そのものである。これにより、子どもは成長していく(学習していく)。また、愛着形成においても重要なプロセスとなっている。



子どもの権利条約の4原則のうち「子どもの最善の利益」に結びつくだけでなく、「生命、生存及び発達に対する権利の保障」のベースとなる権利であることが確認できる。

複数の他者（おとな）によって、「意見
表明システム」が保障される必要がある。

意見表明
システム
の束

おとな

おとな

おとな

子ども

おとな

おとな

おとな

これにより、子どもは、
よりよい自己決定が
できるようになるし、
かつ、よりよく成長発
達していく。

支援の輪の構築
＝最広義の子ど
もの意見表明権

個別救済における調査・調整機能

//////
個別救済だが . . .

⇒ ほかに子どもにも関わる問題であることもある

- 【事例】

いじめられたと思って学校の先生に相談に行った。学校の先生は、話を聞いてくれた。その後、先生は、いじめた子からも話を聞いてくれた。でも、そのあと、いじめた子との話し合いになったのだけど、自分にも問題があったというようなことを言われた。納得できない。

⇒ これは、この事例の子どもだけに関わる問題ではなく、他の子にも同様の状況が生じる。

⇒ このような事例で学校を訪問し、対応の仕方を工夫することで、他の事例の参考もなる。

ケース①（※プライバシー保護のため、一部改変しています）

- 小学5年生の男児。いじめを受けたことが原因で不登校になっている、と言う。
- 委員が男児と面談し、男児の学校に対する思い(要望)を聴く。他方で、その保護者に対しても、保護者を通じて学校にその男児の思いを伝えることができるかを確認する。
- 委員が、学校まで訪問し、男児の思いを伝える。その際に、学校側の対応状況や認識を把握する。
- 委員が、調整的役割をする中で(男児が、直接、教員に対して、意見を伝える場も設定)、男児側と学校側とが対話的関係になるよう働きかけ。 ⇒ 担任と男児との直接のチャネルを築く。

ケース②（※プライバシー保護のため、一部改変しています）

- 中学2年女子。「部活動で、無視などのいじめにあっている。部活動の顧問の先生も理解してくれない」と訴える。
- 本人から了承を得てから、委員は、学校を訪問し、校長や顧問から話を聞く。学校側の認識を把握した。
- また、その際、委員は、本人の要望「先生には、しっかりと見守りをしてほしい。部活動の指導もしっかりとしてほしい」を伝えた。顧問は、「分かりました」という回答であった。
- その後、本人と再度面談し、話をうかがったところ、「今でも、無視は続いているような気がする。他の部員との関係がしんどい」と訴える。

ケース②（続き）（※プライバシー保護のため、一部改変しています）

○ 委員は、その後、本人と、定期的に面談をする（おおよそ1か月に1回）。

⇒ 交友関係、学習面、家族との関係などについて、傾聴を続ける。

「部活動では、顧問の先生がついていてくれるが、それでも他の子との関係が辛い」

○ 本人は、その後、第一志望の高校に合格する。



提言機能

これまでの提言

- 教員による体罰や不適切な指導がなされた場合の対応について
(以下は、他市の例だが)
- 保育所の入所決定手続に関する提言
- いじめ調査委員会による調査をするべきである旨の提言
- 校則に関する提言
- 要保護児童の対応に関する提言など。



広報・研修機能

- いじめ防止に関する研修
- 校則に関するワークショップ
- 子どもの権利に関する研修
- 「権利って何？」というテーマでの研修など。

